

# (抜 粋)

平成30年9月7日

厚生労働大臣

加藤 勝 信 殿

四病院団体協議会

一般社団法人 日本病院会

会 長 相 澤 孝 夫

公益社団法人 全日本病院協会

会 長 猪 口 雄 二

一般社団法人 日本医療法人協会

会 長 加 納 繁 照

公益社団法人 日本精神科病院協会

会 長 山 崎 學



## 平成31年度税制改正要望の重点事項について

超高齢社会に突入したわが国では、医療ニーズが今後一層高まっていくと考えられます。また、未曾有の被害をもたらした東日本大震災や平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨は、いつ発生するかわからない自然災害に備えるには、平時から医療体制を充実すべきという教訓を与えるものでした。

医療体制の充実のためには医師、看護師等の医療人を養成、確保するとともに、医療機関に対する税制を含めた各種の支援措置が不可欠ですが、残念ながら医業税制は必ずしも医療の実情を踏まえたものになっておりません。

特に医療に係る消費税制は、建物、設備や医療機器、各種の運営コストに含まれる消費税を医療機関に負担するよう強いており、ただでさえ低い利益率しかない医療機関の経営を一層圧迫しております。この問題を抜本的に解決する税制上の措置を講ずるべきです。

この消費税問題をはじめ、四病院団体協議会は平成31年度税制改正に関して、別紙のとおり重点的な要望事項を掲げましたので、その実現に向け格段のご配慮をお願いいたします。

(別 紙)

## I 控除対象外消費税問題の解消のための 新たな税制上の仕組みの創設

控除対象外消費税問題の解消のため、各医療機関等ごとに、社会保険診療報酬に上乗せしたとされる仕入税額相当額と医療機関の負担する仕入消費税額を比較し、申告により補てんの過不足に対応する新たな税制上の仕組みを創設していただきたい。

(消費税法(昭和63・12・30法律108)第6条、第30条、別表第一関係)

[理 由]

医療機関は消費税の上乗せされた医療機器や医薬品、医療材料、消耗品等を購入しているが、医療が非課税であるため仕入税額控除を通じて仕入税額の還付を受けることはできない。他の非課税事業者ならば、この仕入税額分を商品価格に転嫁して回収できるのに対し、医療の対価は法令上、社会保険診療報酬として決定されているという特殊性があり、転嫁することもできない。

これをカバーするため、社会保険診療報酬には仕入消費税相当額を補填することとされているものの、過去の消費税導入時や税率引上げ時の補填の経緯から、補填率の妥当性に疑念がもたれている。

現に中央社会保険医療協議会・診療報酬調査専門組織「医療機関等における消費税負担に関する分科会」は平成27年11月、「消費税率8%への引上げに伴う補てん状況把握結果」を公表し、病院の補填率は102.36%であり、「診療報酬改定による対応により、マクロでは概ね補填されている」としていた。

ところがその後わずか2年数か月で、同分科会はこの補填率を82.9%と、20ポイント近くも下方修正し、「誤ったデータに基づいた判断だった」ことを認めるに至ったのである。これは補填の妥当性に対する医療機関側の疑念を、裏付けたようなものである。

また、そのような画一的補填方式には個々の医療機関の仕入税額まで考慮さ

れていないことから、補填の不均衡が生じざるを得ない。

この控除対象外消費税問題を解消するため、次のような新たな仕組みを創設していただきたい。

診療報酬への補填を維持した上で、各医療機関等ごとに、診療報酬（本体）に含まれる消費税補填相当額（消費税補填額）と、医療機関等が負担した控除対象外仕入れ税額（医薬品、特定保険医療材料を除く）を比較し、申告により補てんの過不足に対応する——というのが仕組みの概要である。

これにより医療機関等ごとの不均衡や補填不足、補填過剰の問題は解消できる。